

令和8年度各種集団健（検）診等業務仕様書

1 業務名

令和8年度各種集団健（検）診等業務

2 業務項目

- (1) 特定健康診査業務
- (2) 基本健康診査業務
- (3) 生活保護者健康診査業務
- (4) 肝炎ウイルス検査業務
- (5) 前立腺がん検診業務
- (6) 後期高齢者健康診査業務
- (7) 各種健（検）診受診票作成及び結果通知書作成業務
- (8) 封入封緘業務
- (9) 受付業務
- (10) 誘導業務

3 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

4 実施期間及び会場等

(1) 実施期間及び会場については、原則として次のとおりとする。

①2の(1)から(6)の実施期間

令和8年8月26日から令和8年9月8日及び9月30日

(日曜日を除く13日間とし、9月7日は夜間健（検）診を行う。)

②実施会場

ホワイトキューブ（宮城県白石市鷹巣東二丁目1番1号）ほか

③受付時間

- ・午前の部 午前9:00～午前11:00
- ・午後の部 午後1:30～午後3:00
- ・夜間の部 午後5:30～午後6:30

(2) 災害等の事由により実施期間等の変更が必要となった場合は、別途協議の上決定する。

(3) 各種健（検）診と結核・肺がん検診を同会場で実施するため、調整を行い実施すること。

5 実施内容

- (1) 各種健（検）診業務の実施
- (2) 各種健（検）診受診票作成及び結果通知書作成
- (3) 各種健（検）診実施における受付から終了までの全業務
- (4) 各種健（検）診日毎の業務日報作成及び提出
- (5) 検査機器類、会場の表示物の配置及び撤収、使用箇所の現状復旧、会場設営及び撤去に関する一切の業務
- (6) その他、各種健（検）診の円滑な実施に必要な事項（検診内容・注意事項の説明、帳票記入補助及び説明、受診者の誘導、会場整理業務含む）

6 成果品等

(1) 成果項目

①健康診査・検診結果表

集計表及び一覧表（自治会別・性別・年齢・受診者個人別 等）

②特定健康診査、基本健康診査、生活保護者健診、肝炎ウイルス検査、前立腺がん検診、後期高齢者健康診査受診者個人毎の結果

ア 該当年度を含めた過去3年間の結果

イ 当該年度の受診結果に基づく特定保健指導区分一覧表（特定健診のみ）

③日報その他関係書類

※検診結果が確定後、速やかに記録媒体で市に報告する。

(2) 納品等

①市への結果納品

ア 受診者あて結果通知書

イ 結果書の控え及びその他必要書類

ウ 健（検）診結果が確定後、遅滞無く市が指定するデータ形式による記録媒体で市に納品する。

エ 健（検）診終了後3週間以内に納品し、全健（検）診期間終了後に全体結果を成果品として市に納品する。

7 記録の整備

- (1) 受託者における記録等の保存期間：5年間
- (2) 内容：受診者の氏名、年齢、住所、過去の受診状況、各健診結果及び判定結果

8 受託者における個人情報の保護

別記 個人情報取扱特記事項により、市と同様の義務を負う。

9 委託業務

(1) 特定健康診査業務

①対象者：40～74歳の白石市国民健康保険加入者

②健診内容：厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」、高齢者の医療確保等に関する法律（昭和57年法律第80号）及び関連法規、白石市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画等に基づき、別紙1 特定健康診査業務のとおりとする。

③自己負担額：1,000円

④詳細な健診として希望者に心電図検査、眼底検査（両眼）、貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）を実施し、それぞれの個人負担額は次のとおりとする。

- ・心電図検査 1,500円
- ・眼底検査（両眼） 1,500円
- ・貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値） 500円

⑤健診結果については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、期限までに市に提出すること。

また、健康管理システムに入力する電子データについても期限までに市に提出すること。

(2) 基本健康診査業務

①対象者：19歳～39歳の白石市国民健康保険加入者

②健診内容：別紙2 基本健康診査業務のとおりとする。

③自己負担額：1,000円

④詳細な健診として希望者に心電図検査、眼底検査（両眼）、貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）を実施し、それぞれの個人負担額は次のとおりとする。

- ・心電図検査 1,500円
- ・眼底検査（両眼） 1,500円
- ・貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値） 500円

⑤健診結果については、健康管理システムに入力する電子データを期限までに市に提出すること。

(3) 生活保護者健康診査業務

- ①対象者：40歳以上の生活保護者で希望する者
- ②健診内容：別紙3 健康増進法に基づく健診（生活保護者）業務のとおりとする。
- ③自己負担額：生活保護受給者証の提示により無料とする。
- ④詳細な健診として希望者に心電図検査、眼底検査（両眼）、貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）を実施し、それぞれの個人負担額は生活保護受給者証の提示により無料とする。
- ⑤健診結果については、健康管理システムに入力する電子データを期限までに市に提出すること。

(4) 肝炎ウイルス検査業務

- ①対象者：40歳の者で希望する者。41歳以上の者でこれまで市の特定健康診査等において受診機会を逸した者のうち希望する者。
- ②検査内容：採血によるHBs抗体、HCV抗体検査。別紙4 肝炎ウイルス検査業務のとおりとする。
- ③自己負担額：1,000円。但し40歳は無料とする。また、生活保護者は生活保護受給者証の提示により無料とする。
- ④検査結果については、健康管理システムに入力する電子データを期限までに市に提出すること。

(5) 前立腺がん検診業務

- ①対象者：50歳以上の男性で希望する者
- ②検診内容：採血によるPSA測定。別紙4 前立腺がん検診業務のとおりとする。
- ③自己負担額：500円。但し75歳以上は無料とする。また、生活保護者は生活保護受給者証の提示により無料とする。

④検診結果については、健康管理システムに入力する電子データを期限までに市に提出すること。

(6) 後期高齢者健康診査業務

①対象者：白石市後期高齢者医療制度被保険者

②健診内容：高齢者の医療の確保等に関する法律（昭和57年法律第80号）及び関連法規等に基づき実施する。別紙5 後期高齢者健康診査業務のとおりとする。

③自己負担額：無料

④詳細な健診として希望者に心電図検査、眼底検査（両眼）、貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）を実施し、それぞれの個人負担額は次のとおりとする。

- ・心電図検査 1,500円
- ・眼底検査（両眼） 1,500円
- ・貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値） 500円

⑤健診結果については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、期限までに市に提出すること。

また、健康管理システムに入力する電子データについても期限までに市に提出すること。

(7) 各種健（検）診受診票作成及び結果通知書作成業務

別紙6 各種健（検）診受診票作成及び結果通知書作成業務のとおりとする。

(8) 封入封緘業務

別紙7 封入封緘業務のとおりとする。

(9) 受付業務

別紙7 受付業務のとおりとする。

(10) 誘導業務

別紙7 誘導業務のとおりとする。

10 積算見積書

(1) 見積方法

受診予定数に各委託項目単価を乗じた額の合計を入札額とする。

※受診予定数は概算数であり、この数を保証するものではないため、実際の受診者数に差異があっても単価の変更は行わない。

(2) 自己負担額

受診者の自己負担額がある場合、料金の徴収は受託者が行い、受診者に領収書を発行すること。

各種健（検）診の請求は各種健（検）診の合計額から自己負担分徴収金を差し引いた額で請求すること。

(3) 入札書

入札書には、健康診查明細書等に記載された単価に実施件数を乗じ、その合計額と100分の10に相当する額を加算した金額から自己負担額を差し引いた金額を記載する。

11 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者で協議し、決定する。